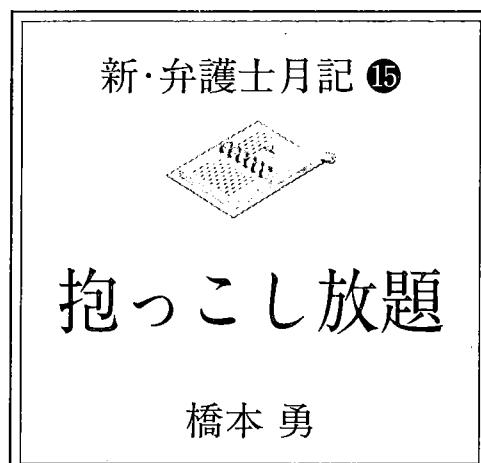


安倍首相が「三年間抱っこし放題での職場復

ことを定めている。

帰」を支援するとして、経済団体に自主的な「三年育休」をお願いしたという。待機児童が社会問題となつていて、拍手喝采・大歓迎かと思つたら、そうでもないようだ。曰く、「女性支援に疑問」、「ニーズ低調」、「復職不安」などなど。もつとも、首相側も、育児休暇の期間を延長することだけで、女性の就業が増え、少子化が止まると考えているわけではないようで、正確には「子供が三歳になるまで、育休や時短勤務を取得しやすい職場環境を整備」してほしいと要請したといふことのようだ。

現在でも、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律は、一歳に満たない子（特別な理由があるときは一歳六ヶ月）を養育する労働者は、その子を養育するために育児休業の申出をすることができ、事業主は、その申出を拒むことができるのはもちろん、その申出をしたことまたは育児休業をしたことを理由として解雇その他不利な取扱いをしてはならない



就業している女性が出産を躊躇し、保育所に殺到するのは何故だろうか。核家族が通常なっている社会の中で、夫婦だけでの子育てに自信をもてないというだけではなく、職場を休んだ信をもてないというだけでも、育児

公務員については、平成一四年四月一日から育児休業の対象となる子の年齢が三年未満に引き上げられ、一九年八月一日からは子の小学校就学の始期に至るまでの勤務について短時間勤務ができるようになっており、この勤務をしないものの、一歳に満たない子（一定の条件を満たす場合は一歳二ヶ月または一歳六ヶ月に達するまでの子）の育児休業期間中は共済組合から給料のほぼ四割に相当する給付金が支給され、育児休業の場合は、代換職員の業務を処理するために任期付き職員を採用するものとされ、育児休業によつて離職率が低下したという評価がある反面、子育て（家庭）中心で、補助的な仕事を行う女性社員（端的に言えば、主戦力にはならない労働力）の増加をもたらしたという批判もあるという。確かに、いわゆるキャリアアーマンとして活躍している人の話の中には、祖父母などの協力があつたので仕事を続けられたという感想が多いよう

に思われる。

公務員について、平成一四年四月一日から育児休業の対象となる子の年齢が三年未満に引き上げられ、一九年八月一日からは子の小学校就学の始期に至るまでの勤務について短時間勤務ができるようになっており、この勤務をしないものの、一歳に満たない子（一定の条件を満たす場合は一歳二ヶ月または一歳六ヶ月に達するまでの子）の育児休業期間中は共済組合から給料のほぼ四割に相当する給付金が支給され、育児休業の場合は、代換職員の業務を処理するためには任期付き職員を採用するものとされ、育児休業によつて離職率が低下したという評価がある反面、子育て（家庭）中心で、補助的な仕事を行う女性社員（端的に言えば、主戦力にはならない労働力）の増加をもたらしたという批判もあるという。確かに、いわゆるキャリアアーマンとして活躍している人の話の中には、祖父母などの協力があつたので仕事を続けられたという感想が多いよう